

會務報告

第24卷第9號 昭和13年9月

役員會

第12回理事會 (昭. 13. 7. 25.)

出席者：辰馬會長，新井，平山兩副會長，金子，山崎
川口各理事，中村書記長，小野寺庶務主任
朝倉會計主任

報告

1. 第6, 7回關西支部役員會議事を報告せり。
2. 日本工學會評議會議事を報告せり。
3. 請負工事標準契約書案作成に關する同委員會の經過及作成の主旨説明別紙(省略)の通り報告せり。

議事

1. 地下構造物に於ける鋼材節約調査委員會委員幹事瀧山養君の後任に牧野茂君を依囑することとせり。
2. 關東及關西地方水害調査委員會を設置することに申合せり。
3. 上海自然科学研究所へ土木學會誌を寄贈することとせり。
4. 入退會承認別紙(省略)の通り報告せり。

第13回理事會 (昭. 13. 8. 5.)

出席者：辰馬會長，新井，平山兩副會長，金子，高橋
樞木，川口各理事，中村書記長，小野寺庶務主任

議事

1. 北支土木事業代表視察員の派遣は前會長大河戸宗治君及副會長新井榮吉君を派遣する見込を以て三浦君と交渉の上決定することとせり。
2. 關東及關西地方水害調査委員會委員に次の諸君を依囑することとせり。

眞田秀吉君	鈴木雅次君	阿曾沼均君
富永正義君	三浦義男君	佐藤利恭君
河口協介君	西田敏夫君	春藤眞三君
佐土原勳君	沖竊政次君	末松榮君
今井哲君	下村猛君	平川保一君
山口十一郎君	關谷新造君	横山喬君
城戸鎖吉君	熊田隆治君	井關正雄君
竹内常八君	杉山宗次郎君	後藤季總君
吉岡計之助君	福留並喜君	川上留吉君
近藤泰夫君	鮫島午吉君	

3. 第1回關東及關西地方水害調査委員會により申出でたる委員追加の選定に關しては會長に一任せり。

第6回常議員會 (昭. 13. 7. 25.)

出席者：辰馬會長，新井，平山兩副會長，金子，山崎，川口，青木，菊池，高橋(三)，高橋(甚)，松田，森田，各常議員，岡野前會長，中村書記長，小野寺庶務主任，朝倉會計主任

報告

1. 請負工事標準契約書決定案及説明書別紙(省略)を報告し而して本案は土木學會誌に登載して會員の意見を求むることとせり。

2. 招聘外人遺功調査委員會の名稱を外人功績調査委員會と変更せり。

3. 外人功績調査委員會委員に眞島健三郎君，阿曾沼均君，樞木寛之君を追加依囑せり。

4. 會誌編輯委員會委員佐藤寛政君の後任に黒澤喜代治君を依囑せり。

5. 土木工學論文抄録編纂委員會委員平山復二郎君の後任に淺間逸雄君を又黒澤喜代治君，五十嵐醇三君，大久保一郎君，糸川一郎君(幹事)を委員に追加依囑せり。

6. 地下構造物に於ける鋼材節約調査委員會委員に山崎匡輔君を追加し又幹事小澤久太郎君，瀧山養君の後任に中村清照君，牧野茂君を依囑せり。

7. 關西支部第6, 7回役員會議事を報告せり。

8. 日本工學會社員總會及評議員會議事を報告せり。

9. 入退會承認別紙(省略)の通り報告せり。

議事

1. 土木學會西部支部設立並に同支部規定及内規を別紙(省略)の通り承認せり。

2. 關東關西地方水害調査委員會を設置することとせり。

總務部記事

第15回土木學會文化映畫委員會經過報告 (昭. 13. 7.

- 6.) 土木學會々議室

出席者：金森委員長，青木，五十嵐，片平，瀧尾，廣

田、横田各委員

協議事項

1. シナリオ募集の會告を毎月會誌に發表すること。
2. 日本ニュース實寫映畫聯盟へ土木に關するフィルムの譲受方を交渉し、其の大体の値段を照會すること。
3. 応募し來りたる映畫シナリオの下調査を爲す。
4. 映畫的價值ありと認められる「薩摩武士」に就き調査する爲、其の資料蒐集を横田、片平兩委員に依頼す。
5. 文化映畫「大地に刻む」は適當のシナリオに依り編輯することとし、糊と鉄を主眼とし、足らざる所を製作に依り補ひ編輯することとし、この方針の下にシナリオの作製及映畫の調査を爲すこととし。
6. 文化映畫として糊と鉄のみにて作製すべきものは差當り「コンクリートと土木」、「鉄と土木」、「水と土木」等に就き調査することとし、右分擔を「コンクリートと土木」は瀧尾委員、澤委員、「鉄と土木」は青木委員、「水と土木」は金森委員長とす。
7. 次回は「コンクリートと土木」を主題として既成映畫の調査を爲すこととし。
8. 講演と映畫に於ける映畫は青木委員の下で選定すること。

第 16 回土木學會文化映畫委員會 (昭. 13. 7. 26.)

出席者：金森委員長、青木、五十嵐、片平各委員

議 事

1. 金森委員長転任に伴ふ後任として青木委員を推薦することとせり。
2. 今後映畫の編輯を行ふに就ては專任の囑託を設置せられ度き旨要求すること。

金森委員長より青木委員長に事務引継を了せり。

外人功績調査に關する第 1 回座談會 (昭. 13. 7. 7.)

會 場：帝國鉄道協會

出席者：野村龍太郎君、古川阪次郎君、眞野文二君、鈴木金次郎君、島安次郎君、朝倉希一君、田中豊君、那波委員長、眞田副委員長、名井、久保田、丹羽、安藝、阿曾沼、福田、山崎、榎木各委員、新井副會長、川口理事、中村書記長、小野寺庶務主任

午餐後午後 1 時より眞田副會長司會者となり主として鉄道關係外人の事績、逸話等に就き座談會を開催

し野村、古川、眞野、鈴木、島、朝倉、田中その他諸氏の懷舊談あり午後 5 時散會せり。

外人功績調査に關する第 2 回座談會 (昭. 13. 7. 14.)

會 場：帝國鉄道協會

出席者：和田義陸君、谷井鋼三郎君、渡邊六郎君、作間鋼太郎君、藤重哲三君、井上秀二君、樺島正義君、大井上前雄君、草間偉君、那波委員長、眞田副委員長、名井、久保田、丹羽、茂庭、阿曾沼、福田、赤木、榎木各委員、辰馬會長、平山副會長、小野寺庶務主任

午餐の後午後 1 時より眞田副委員長司會者となり招聘外人ミルン外 13 氏の事績、逸話等に就き和田、谷井、渡邊、作間、藏重、井上、樺島、大井上、草間その他諸氏の懷舊談あり午後 5 時散會せり。

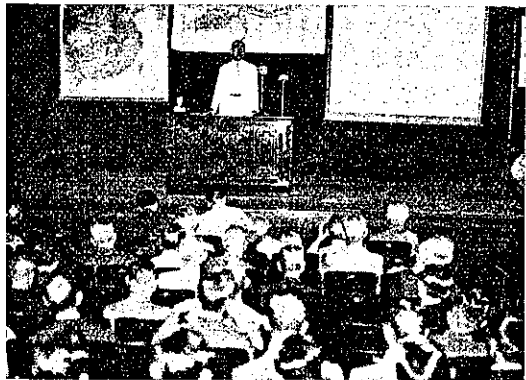
特別員招待會 (昭. 13. 7. 11.)

會 場：東京會館

出席者：特別員、牧野錠次郎君(小田急)、新井榮吉君(大井川電力)、徳安善次郎君(川崎鉄網)、生野園六君(京濱電鉄)、黒河内四郎君(東京高速鉄道)、加藤貫君(東京電燈)、五島慶大君(東横電鉄)、西松三好君(西松組)、宮地榮二郎君(宮地鉄工場)、佐伯謙吉君(ヤマト工作所)、辰馬會長、平山副會長、金子、岡田、川口各理事、前川、阿曾沼、井上、大竹、沖鹽、佐藤各前財政調査委員會委員、中村書記長、小野寺庶務主任、朝倉會計主任

午後 5 時 30 分開會、辰馬會長より學會事業の近況を報告し、特別員を代表して生野京濱電鉄社長の挨拶あり午後 7 時散會せり。

第 80 回講演會及映畫會 (昭. 13. 7. 12.)



會 場：蠶絲會館

講 演：中支土木事業に就て

土木学会前会長 井上 秀二君
 土木学会前会長 青 山 士君
 大阪市電気局高速鉄道建設部長
 橋本 敬之君

映 畫：土木学会代表視察員中支視察の實況 全 2 卷
 土木学会編輯

來會者：200名

映畫終了後有志晩餐會を開催せり。

出席者 71 名。(寫眞は講演中の井上前會長)

協議會 (昭. 13. 7. 29.)

會 場：帝國鐵道協會

出席者：辰馬會長，新井，平山兩副會長，金子，岡田，川口各理事，眞田秀吉君，阿曾沼均君，鈴木雅次君，富永正義君，中村書記長，小野寺庶務主任

關東及關西地方水害調査委員會に關する次の事項に就き協議せり。

1. 水害調査に關する役員會の要綱

編輯部記事

第 8 回會誌編輯委員會 (昭. 13. 8. 3.)

出席者：山崎委員長，大岡，太田尾，立花，風間，黒澤，富山，野口，廣瀬，安宅各委員，糸川，石田兩編輯囑託

協議事項

1. 第 24 卷第 8 號所載の原稿に對する謝禮を決定す。

2. 第 24 卷第 9 號へ下記を追加す。

講 演：黄河と治水 (第 2 回年次學術講演會に於て，會長 辰馬謙藏)。

時 報：神宮關係施設の大綱，若松商港の竣功，新宿驛前廣場計畫概要，江戸川橋梁架設工事概要，道路研究會 7 月例会。

3. 第 24 卷第 10 號登載記事を次の如く決定す。

講 演：土木学会中支那土木事業視察報告 (前會長，井上秀二，同 青山士，會 橋本敬之)。

論說報告：2 滑車に吊られたる錘の運動 (會 江藤禮)，新潟を中心とする貨物輸送狀況と各種改良計畫 (會 佐藤慶次)，ゲルバー構桁の突桁式架設 (會 稻葉權兵衛)。

彙 報：粵漢鐵道に就て (會 山下清吉)。

抄 録：水理研究委員會報告，地下水流に對する新しい考察，發電に於ける水火力の併用運転，10 t の木製トラスの架設，多くの縦桁及横桁を有する桁の簡易計算，熔接用電極棒の進歩に寄與せる研究に就て，高度を函數とせる風速の計算，ソビエト聯邦の新運河，Norwalk 淨水場，Atlanta に於ける工費 700 萬弗の下水處分計畫，腐蝕性液体を扱ふポンプに就て，ノモグラムによる容積計算。

4. 本會請負工事標準契約書調査委員會に於て決定せる請負工事標準契約書，契約書及委員會の經過報告を會誌第 24 卷第 9 號へ追加登載して會員の意見を徴することとせり。

調査部記事

地下構造物に於ける鋼材節約調査委員會 (昭. 13. 8. 1.)

土木学会々議室

出席者：新井委員長，平山，山口，佐土原，大井上，安倍，竹股，鴨下，水谷各委員，牧野，中村兩幹事，中村書記長，小野寺庶務主任

協議事項

1. 地下構造物に於ける鋼材節約の一般の方策を研究することとせり。

2. 研究項目を下記の如く選定せり。

(1) 構造用鋼材

(1) 構造型式の選定

(2) 荷重及許容強度

(3) ラーメン

(イ) 型式の選定

(ロ) 鉄骨の場合

(ハ) 鉄筋の場合

(4) アーチ

(イ) 型式の選定

(ロ) 無筋の場合

(ハ) 有筋の場合

(5) チューブ

(2) 工事用鋼材

(1) 工事方法の選定

(2) 荷重及許容強度

(3) 次回迄に山口，山崎兩委員並に幹事は各研究項目に就き資料を作製することとせり。

(4) 吉田徳次郎，今井哲，酒井勇の 3 君を委員に追加委嘱することとせり。

關西支部記事

第6回役員會(昭.13.7.8.)

出席者: 島崎支部長, 荻原幹事長, 柴田幹事, 宮内, 石井, 石原, 林, 鈴木各商議員, 坂本, 島, 清水, 高西各前支部長, 山本主事

議 事

- (1) 座談會開催の件
(2) 工事ニュース第1號發行の件
(3) 各調査委員會開催度數の件

第7回役員會(昭.13.7.13.)

出席者: 島崎支部長, 荻原幹事長, 鮫島, 柴田兩幹事, 宮内, 西(代小池), 石原, 稻浦, 林, 鈴木各商議員, 後藤, 坂本, 島, 岩田, 松島, 清水, 高西各前支部長, 山本主事

議 事: 1 阪神水害對策調査委員會設置の件
各種委員會の開催

土木事業計畫審查委員會第3回水力部會(昭.13.7.11.)

第1回阪神水害對策調査委員會(昭.13.7.15.)

第1回阪神水害對策調査委員會幹事會(昭.13.7.22.)

土木事業計畫審查委員會第4回材料部會(昭.13.7.24.)

阪神水害對策調査委員會實地踏査(昭.13.7.31)

日本工學會記事

○昭和13年7月4日日本工業俱樂部に於て日本工學會評議員會を開催し一般會務を報告し次で下記事項を決議せり。

- 1. 理事に次の諸君就任せり。
佐野利器君(副理事長), 朝倉希一君(庶務主任), 正木良一君(會計主任)

そ の 他 記 事

○昭和13年8月1日土木學會誌第24卷第8號を發行成規の手續を了し全會員に配布せり。

入 會 及 転 格 會 員

特 別 員 (入 會)

Table with 3 columns: Name, Address, Grade. Includes 王子製紙株式会社, 産業セメント鉄道株式会社, 株式会社播磨造船所, 高島菊次郎君, 渡邊 皐 築君, 松尾秋美君, 裏地正生君, 梶原 博君.

會 員 (入 會)

Table with 3 columns: Name, Address, Address. Includes 貝原 榮君, 河村秀一君, 小塚俊夫君, 瀬戸角馬君, 武田利雄君, 中條都一郎君, 土井彌一君, 野田利朗君, 野村多津雄君, 姫野勘治郎君, 松倉新太郎君, 代永 正君.

准 員 (入 會)

Table with 3 columns: Name, Address, Address. Includes 井澤政則君, 井手 衛君, 伊藤 專一君, 岩塚 齊君, 遠藤喜代士君, 加藤敏夫君, 樺山資輝君, 北村榮吾君, 熊田 勇君, 小金丸國雄君, 小西孝三君, 寒河江政太郎君, 櫻井源一君, 篠村英夫君, 白壁勝樹君, 杉下喜鈴君, 田中潤平君, 殿谷重弘君, 豊田 稔君, 永草正夫君, 藪島四十二君, 平野 兼吉君, 堀 謙 治君, 増岡 照一君.

南川 利雄君 内務省新潟土木出張所
 森 隆君 愛知縣土木部道路課
 吉岡平八郎君 北海水力電氣株式會社

吉田 劍二君 愛知縣縣土木部河川課
 六本木清藏君 兩龍電力株式會社
 若澤 邦夫君 北海道炭礦汽船株式會社

村田 丈夫君 朝鮮總督府鐵道局建設課
 牛島 正章君 "

学 生 員 (入 會)

阿部佳一郎君 名古屋高工
 安藤 四郎君 "
 青木 治夫君 "
 淺井 茂君 " 夜学
 伊藤 正一君 名古屋高工
 伊藤 良一君 " 夜学
 池袋 菊彦君 北海道帝大
 板野 繁君 名古屋高工夜学
 板橋 直作君 "
 市川 淳君 名古屋高工理科
 今井 義郎君 北海道帝大
 今西 錦次君 日大高工
 今西 義男君 關西工業學校
 今庭 雄一君 日大工学部
 岩橋 亘君 名古屋高工
 上籠 實義君 關西高工
 植田 彦五郎君 "
 梅田 宗正君 名古屋高工夜学
 梅村 基君 " 教員養成所
 小川 達雄君 名古屋高工
 尾壺 三吉君 東京帝大
 大川 學翁君 名古屋高工
 大澤 一夫君 "
 大竹 楚義君 " 夜学理科
 大津 武夫君 名古屋高工
 大野 昌恭君 關西工業學校
 岡本 正君 關西高工
 奥 一 郎君 關西高工
 奥野 清君 名古屋高工
 加藤 慶一君 名古屋高工夜学
 神谷 重吉君 名古屋高工
 川上 都止夫君 "
 川島 章君 關西工業學校
 川瀬 一巳君 名古屋高工夜学
 河野 隆君 名古屋高工
 桑野 蕪君 東京高工
 小島 清君 名古屋高工
 小島 桑君 日大工学部
 近藤 久藏君 北大土木專門部

佐々木 邦彦君 關西高工
 佐々木 春夫君 北大土木專門部
 佐々木 晴雄君 名古屋高工
 佐藤 迪彦君 "
 佐藤 光正君 "
 齋藤 豊君 "
 坂口 達之君 " 夜学
 清水 計佐幸君 名古屋高工
 澁谷 正雄君 日大工学部
 城 巖君 關西高工
 鷲見 猛雄君 名古屋高工夜学
 末木 三喜男君 "
 杉浦 義安君 名古屋高工
 杉村 信二君 "
 杉山 大亮君 日大工学部
 瀬戸 義男君 名古屋高工
 清野 節彦君 北大土木專門部
 關 慎吾君 日大工学部
 關 好正君 東京帝大
 田中 幸男君 關西高工
 高屋 眞三次君 名古屋高工
 竹中 敏君 "
 楯 淳市君 "
 谷口 一次君 "
 津田 義信君 "
 土谷 八郎君 關西高工
 鶴田 林造君 日大高工
 土井 昇八君 名古屋高工
 富山 二郎君 "
 豊福 良介君 " 夜学
 中田 雅雄君 關西高工
 中根 一男君 名古屋高工
 中村 啓二君 "
 中村 賢一君 " 夜学
 中村 謙平君 日大工学部
 中村 素也君 "
 中屋 隆夫君 東京帝大
 長井 賢勇君 京都市帝大
 根本 鏡一君 名古屋高工夜学

羽 尻 裕君 名古屋高工夜学
 林 良一君 "
 原 鏡三郎君 名古屋高工
 番 正辰雄君 "
 日 賢幸雄君 東京帝大
 久田 健三君 名古屋高工夜学
 兵藤 俊郎君 名古屋高工
 平野 駿吉君 "
 平野 貢君 " 夜学
 福尾 幸正君 名古屋高工
 福成 和美君 "
 藤田 良満君 " 夜学
 藤野 清一郎君 北大土木專門部
 古井 二郎君 名古屋高工
 眞 綱喜雄君 "
 牧 博君 "
 牧田 貞治君 " 夜学
 松井 征夫君 東京帝大
 松田 權三君 關西高工
 松村 廉君 東京帝大
 松本 猛之助君 名古屋高工夜学
 松本 春雄君 名古屋高工
 三輪 定廣君 "
 水川 三郎君 東京帝大
 水野 忠重君 名古屋高工
 武藤 正男君 " 夜学
 森田 龍太君 " 教員養成所
 矢 龜 小 兵君 名古屋高工
 矢野 萬治君 關西高工
 梁田 政躬君 日大工学部
 山口 勝巳君 關西工業學校
 山田 敏敏君 名古屋高工
 山田 宏作君 " 夜学
 山田 正悠紀君 " "
 山本 章君 關西高工
 山本 尙君 名古屋高工
 山本 博次君 "
 山本 博重君 "
 吉木 豊君 "

吉田成一君 關西工業學校
吉野次郎君 東京帝大

米田亮一君 北大土木専門部
和仁達美君 東京帝大

若林重光君 名古屋高工夜学
若林重吉君 名古屋高工

會 員 (転 格)

黒澤喜代治君 内務省土木局第一技術課

中澤安藏君 内務省大阪土木出張所

准 員 (転 格)

入江一郎君 鉄道省建設局計費課
上野勇君 江界水電株式会社

尾田利一君
大久保和彦君 東北振興電力株式会社

澤田周次君 日本電力株式会社
高井定雄君 大阪鉄道局工務部保線課

土 木 学 會 々 員 數

(昭. 13. 7. 25 現在)

會 員	准 員	学生員	特別員	賛助員	合 計
3 018	3 569	791	72	21	7 471

會 員 佐竹正一君 昭和 13 年 7 月 24 日逝去せられたり、本會は弔詞を靈前に
呈し恭しく哀悼の意を表したり

會 員 浅見詢一君 昭和 13 年 7 月 25 日逝去せられたり、本會は弔詞を靈前に
呈し恭しく哀悼の意を表したり

會 員 白井一郎君 昭和 13 年 8 月 3 日逝去せられたり、本會は弔詞を靈前に
呈し恭しく哀悼の意を表したり

會 員 大久保清長君 の訃報に接す、本會は恭しく哀悼の意を表す

准 員 龜山通久君、山岡育平君、小出菊次郎君の訃報に接す、本會は恭しく哀悼
の意を表す

會 告

會員名簿調製に就て御願ひ

昭和 13 年度本會々員名簿を作成するに當りまして正確を期するため會員登録名簿と一応照合致したいと思ひますから、別紙葉書に所定の事項を漏れなく御記入の上來る 9 月 30 日迄に本會に到達する様御回報を願ひます。

從來住所職業その他が変更せられても一向御通知がないため舊來のまま名簿を作成し、實際と相違することが往々ありますのは誠に遺憾に存じます何卒從前の通り何等変更せられない場合でも、必ず御回報下さる様特に御願ひ致します。

土 木 学 會

會 告

土木學會關西大會

昭和 13 年 10 月 23 日 (日) 京都市に於て下記の如く土木學會關西支部主催にて關西大會が開催されますから、各方面多數會員の御出席を希望致します。

I. 開會式及講演 (午前 8.00~12.00); 於京都帝國大学法經第 4 教室

開 會 式: 開會の辭及關西支部長講演

講 演:

1. 會工. 荻原基治君: 演題未定
2. 會. 坂元左馬太君: 吹田操車場に於ける新設ハンプの設計に就て (縦断形状の考察)
3. 會工博. 武居高四郎君: 地方計畫の眞髓
4. 會. 中條都一郎君: 下水處理に於ける汚泥瓦斯發生量と其の動力的利用に就て
5. 會工. 林 千 秋君: 防波堤の使命
6. 會工. 藤井雄之助君: 黒部川第 3 發電所工事中, 阿曾原温泉地帯高熱隧道工事に就て
7. 會工. 光井三郎君: 大阪市地下鉄工事に就て

II. 見 学 (午後 1.00~4.00)

見学個所: 鴨川改修工事及京都市松ヶ崎淨水場

III. 懇親會及座談會 (夜 5.00~8.00); 於京都帝國大学樂友會館

懇 親 會: 會費 3.00 円

座 談 會: 京阪神に於ける河川統制問題を中心としたる座談會にして、

初めに會工博. 高西敬義君の講演あり。

土木學會關西支部

會 告

本會々員にて今次の事変に際して出征せられた方は出征中會費免除の手續きを採りますから至急當學會まで御通告下さい。本會は下記応召會員各位の武運長久を祈る。

應 召 會 員 氏 名

(會 員)

青木 信夫君	安藤 四良君	井上 清太郎君	飯田 房太郎君
上山 鐵之助君	浦田 清志君	梅澤 景秀君	尾 錢 峰夫君
片山 文雄君	川島 喜一郎君	國 澤 舜二君	倉 田 一 郎君
後藤 禎藏君	齋藤 四郎君	坂 野 昇君	篠 原 武 司君
瀨 館 三 郎君	田 中 孝君	富 樫 凱 一君	長 友 一 二君
成 瀨 正 成君	丹 羽 良 彦君	西 島 倚 義君	古 田 泰 介君

(准 員)

伊藤 一郎君	井内 萬治君	井上 忠 篤君	五十 嵐 廉二君	池 上 武 男君
池 戸 貫三君	石 尾 良 一君	石 川 政 一君	石 倉 寬 治君	板 垣 正 倉 三君
一之 瀬 喜 肇君	乾 市 太 郎君	岩 山 禾 藏君	宇 佐 美 勇 司君	尾 田 辻 二 男君
上 原 要三郎君	内 田 襄君	遠 藤 作 藤 二君	小 澤 本 恒 滋君	沖 片 田 二 郎君
大竹 源 太 郎君	大 槻 眞 弘君	加 藤 三 重 次君	岡 鹿 熊 理 三君	神 河 片 岡 森 原 五 忠 次君
奥 山 幸 雄君	加 藤 子 一 男君	加 藤 昌 俊君	浦 原 正 吉君	神 河 岸 原 太 郎君
金 澤 義 之 介君	川 上 正 三君	崎 毅 三 郎君	河 龜 甲 谷 貞 三君	栗 小 近 佐 澤 杉 清 高 仲 野 平 福 藤 松 三 山 吉 渡
川 藤 常 次 郎君	木 原 榮 造君	村 壽 夫君	熊 耳 善 雄君	小 林 長 愛 源 仁 實 吉 壽 正 志 春 井 島 本 田 昌 銀 忠 友 有
河 村 英 太 郎君	木 吉 川 吉 三君	久 保 正 君	熊 土 井 正 胤君	原 重 一 壽 正 治 君 傳 君 敦 君 保 君 文 君 次 君 治 君 香 君 夫 君 保 君 文 君 友 君
桑 崎 正 範君	桑 原 於 菟 葉君	小 久 保 參 次君	國 分 正 胤君	野 平 福 藤 松 三 山 吉 渡
小 佐 伯 重 道君	後 藤 伯 武 男君	野 伯 秀 雄君	佐 藤 導 己君	
佐 藤 眞 一君	齋 藤 良 太君	里 吉 忠 典君	田 克 正 利君	
設 樂 芳 一君	四 十 萬 小 祐君	清 水 清 三君	須 藤 正 誠 一君	
杉 本 口 完君	杉 山 光 郎君	鈴 木 駿 一 郎君	鈴 木 村 重 雄君	
田 高 鳥 三 一 男君	田 高 野 谷 薫君	田 高 玉 豐 永 橋 廣 藤 堀 松 丸 安 山 吉 吉	田 高 筑 中 根 日 福 藤 本 松 三 山 吉 和	
竹 對 馬 村 吉 光君	月 邨 井 良 士 郎君	永 橋 谷 田 賢 治君	筑 中 根 日 福 藤 本 松 三 山 吉 和	
中 能 登 富 五 郎君	永 乘 平 藤 堀 松 井 宇 太 郎君	廣 藤 堀 松 丸 安 山 吉 吉	日 福 藤 本 松 三 山 吉 和	
平 福 別 増 松 村 山 山 吉	藤 堀 井 松 井 末 田 湯 吉	藤 堀 松 丸 安 山 吉 吉	藤 本 松 三 山 吉 和	

(学 生 員)

浦 部 千 尋君	金 出 地 史 朗君	田 所 文 雄君	北 條 稔君	的 場 一 郎君
富 崎 義 成君	森 芳 太 郎君	米 澤 佳 年君	和 田 正 一君	

昭和 13 年 8 月 10 日

土 木 学 會

會 告

御住所不明會員に就て御願ひ

下記諸君は転居先の御通知がないため、會誌の配布を始め、その他の諸通信が出来ませんのは誠に遺憾であります。どうぞ知人の方は御手數恐れ入りますが、御本人に御注意下さるか本會にその住所又は勤務先を御知らせ願ひます。

會 員

荒川 參太郎君	稻 葉 彌 吉君	木村 貫一 郎君	小 林 源 次君
藤 増 能君	山本 保之 助君		

准 員

和 泉 高 殿君	池田 乙次 郎君	池田 角太 郎君	緒 方 政 雄君
大 森 鶴 吉君	佐 藤 與 吉君	徐 三 善君	栗 田 忠 治君
小 林 義 雄君	野 口 金 太君	關 佳 夫君	曾 我 進君
船 橋 貞 一君	高橋 理三 郎君	本 橋 二 郎君	吉 見 胤 隆君
中野 順太 郎君	難 波 壽 一君	劉 作 權君	濱 崎 禎 四 郎君
平 本 源 太 郎君	宮 田 肇君	石 原 三 郎君	齋 藤 賢 策君
多 田 安 三 郎君			

時報、會員の頁記事及工事寫眞募集

◎時報欄は下記内容の記事を掲載する事になつてゐますから適當なる記事の御投稿を御願ひ致します。

- 土木工事の計畫、設計、施工の進捗、竣功の狀況、金額等のニュース
- 土木工学界の内外学協會、調査會、委員會等の設立、調査研究事項並に報告其他會議、催物の簡單なる紹介
- 官廳、會社、公共團體の組織事業に関するニュース
- 法規、示方書、規定等の紹介

◎會員の頁は會員諸君の土木工学、土木工事、土木學會、土木技術社會に對する批判、時評、感想、希望等御發表の御利用に充てたものでありますから振つて御投稿を御願ひ致します。

◎工事中又は竣功せる工事の寫眞を募集致します。寫眞にはその工事の簡單なる説明を御記入下さい

◎掲載の分には薄謝を呈上致します。

會 告

本會請負工事標準契約書調査委員會に於て豫てより研究中の工事請負規程、契約書下記の如く決定仕候間、御意見候はゞ 9 月末日迄に當學會宛御申聞相成度候。

土 木 学 會

工 事 請 負 規 程

- 第 1 條 乙ハ請負契約締結ニ際シ請負金額内譯書ヲ甲ニ提出スヘシ
前項内譯書中甲ニ於テ不適當ト認ムルモノアルトキハ 甲乙協議ノ上之ヲ更正スルコトヲ得、但之カ爲メニ請負金額ヲ増減セサルモノトス
- 第 2 條 乙ハ甲ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ本契約ノ履行ヲ第三者ニ委任シ又ハ本契約ヨリ生スル債權ヲ第三者ニ讓渡スルコトヲ得ス
- 第 3 條 乙ハ甲又ハ甲ノ指定スル現場監督員ノ指示監督ヲ受クルヲ要ス
- 第 4 條 乙ハ常ニ現場ニ在リテ工事ニ關スル一切ノ事務ヲ處理スヘシ
若シ乙自身ニ於テ出場シ難キトキハ 甲ノ承認スル代理人ヲシテ處理セシムルコトヲ得、但甲ニ於テ其不適任ナルヲ認メ交替ヲ要求スルトキハ乙ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第 5 條 甲ハ乙ニ對シ現場技術員ノ増員若クハ交替ヲ要求スルコトヲ得
- 第 6 條 乙ノ負擔ニ屬スル工事用材料ハ其使用ニ先チ總テ監督員ノ検査ヲ受ケ合格スルニ非サレハ乙ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス、若シ其手續ヲ經サルトキハ使用後ト雖之カ引換ヲ爲サシメラル、コトアルヘシ
- 第 7 條 乙ハ現場監督員ノ指示カ不適當ナリト認メタルトキハ甲ニ對シ其理由ヲ陳述スルコトヲ得
- 第 8 條 工事ノ輕微ナル変更又ハ図面及示方書ニ明記セサルモノニシテ設計上缺クヘカラサル些少ノ工事ハ甲乙協議ノ上乙ノ負擔ヲ以テ施工スルモノトス
- 第 9 條 甲ハ工事施行上ノ必要ニヨリ臨機ノ處置ヲ要求スルコトヲ得、但シ之カ爲メ特ニ費用ヲ要スル場合ハ甲ノ負擔トス
- 第 10 條 甲ハ都合ニヨリ既成工作物ノ受渡ヲ請求シ又ハ受渡前ニ於テ之ヲ使用シ若クハ既成工作物ニ對シ他ノ設備工事ヲ施行スルコトヲ得、此場合ニ於テ乙ニ損害ヲ及ホシタルトキハ甲乙ノ協議ニ基キ甲之カ補償ヲ爲スヘキモノトス
- 第 11 條 甲ハ工事ノ設計ヲ変更スルコトヲ得、此場合ニ於テ請負金額ハ請負金額内譯書ノ單價ニヨリ増減ス
但之ニヨルヲ甲乙何レカニ於テ不適當ト認ムルトキ又ハ新工事種目ニ對シテハ 甲乙協定ノ單價ニヨリ之ヲ増減ス
前項ノ場合ニ於テ乙ニ著シキ損害ヲ來シタルトキ又ハ検査濟材料ニシテ本工事ニ使用シ能ハサルニ至リタルトキハ甲ハ乙トノ協議ニ基ク補償又ハ代金ヲ支拂フモノトス
竣功期限ハ必要ニヨリ全部又ハ一部ノ伸縮ヲ爲スモノトス
- 第 12 條 甲ハ工事ノ中止ヲ命スルコトヲ得、但主要工事ノ中止期間カ通算シテヨケ月以上ニ及ビ乙ニ著シキ損害

會 告

本會請負工事標準契約書調査委員會に於て豫てより研究中の工事請負規程、契約書下記の如く決定仕候間、御意見候はゞ 9 月末日迄に當學會宛御申聞相成度候。

土 木 学 會

工 事 請 負 規 程

- 第 1 條 乙ハ請負契約締結ニ際シ請負金額内譯書ヲ甲ニ提出スヘシ
前項内譯書中甲ニ於テ不適當ト認ムルモノアルトキハ 甲乙協議ノ上之ヲ更正スルコトヲ得、但之カ爲メニ請負金額ヲ増減セサルモノトス
- 第 2 條 乙ハ甲ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ本契約ノ履行ヲ第三者ニ委任シ又ハ本契約ヨリ生スル債權ヲ第三者ニ讓渡スルコトヲ得ス
- 第 3 條 乙ハ甲又ハ甲ノ指定スル現場監督員ノ指示監督ヲ受クルヲ要ス
- 第 4 條 乙ハ常ニ現場ニ在リテ工事ニ關スル一切ノ事務ヲ處理スヘシ
若シ乙自身ニ於テ出場シ難キトキハ 甲ノ承認スル代理人ヲシテ處理セシムルコトヲ得、但甲ニ於テ其不適任ナルヲ認メ交替ヲ要求スルトキハ乙ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第 5 條 甲ハ乙ニ對シ現場技術員ノ増員若クハ交替ヲ要求スルコトヲ得
- 第 6 條 乙ノ負擔ニ屬スル工事用材料ハ其使用ニ先チ總テ監督員ノ検査ヲ受ケ合格スルニ非サレハ乙ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス、若シ其手續ヲ經サルトキハ使用後ト雖之カ引換ヲ爲サシメラル、コトアルヘシ
- 第 7 條 乙ハ現場監督員ノ指示カ不適當ナリト認メタルトキハ甲ニ對シ其理由ヲ陳述スルコトヲ得
- 第 8 條 工事ノ輕微ナル變更又ハ函面及示方書ニ明記セサルモノニシテ設計上缺ケハカラサル些少ノ工事ハ甲乙協議ノ上乙ノ負擔ヲ以テ施工スルモノトス
- 第 9 條 甲ハ工事施行上ノ必要ニヨリ臨機ノ處置ヲ要求スルコトヲ得、但シ之カ爲メ特ニ費用ヲ要スル場合ハ甲ノ負擔トス
- 第 10 條 甲ハ都合ニヨリ既成工作物ノ受渡ヲ請求シ又ハ受渡前ニ於テ之ヲ使用シ若クハ既成工作物ニ對シ他ノ設備工事ヲ施行スルコトヲ得、此場合ニ於テ乙ニ損害ヲ及ホシタルトキハ甲乙ノ協議ニ基キ甲ノ補償ヲ爲スヘキモノトス
- 第 11 條 甲ハ工事ノ設計ヲ變更スルコトヲ得、此場合ニ於テ請負金額ハ請負金額内譯書ノ單價ニヨリ増減ス、但之ニヨルヲ甲乙何レカニ於テ不適當ト認ムルトキ又ハ新工事種目ニ對シテハ 甲乙協定ノ單價ニヨリ之ヲ増減ス
前項ノ場合ニ於テ乙ニ著シキ損害ヲ來シタルトキ又ハ檢査濟材料ニシテ本工事ニ使用シ能ハサルニ至リタルトキハ甲ハ乙トノ協議ニ基ク補償又ハ代金ヲ支拂フモノトス
竣功期限ハ必要ニヨリ全部又ハ一部ノ伸縮ヲ爲スモノトス
- 第 12 條 甲ハ工事ノ中止ヲ命スルコトヲ得、但主要工事ノ中止期間カ通算シテ3ヶ月以上ニ及ビ乙ニ著シキ損害

ヲ與ヘタルトキハ甲乙ノ協議ニ基キ甲之カ補償ヲ爲スモノトス

第13條 工事施行並ニ精算ノ結果契約ノ數量ニ異動ヲ生シタルトキハ請負金額内譯書ニ明記セル單價ニヨリ請負金額ヲ増減スヘシ

築堤中地盤不良ニ因リ陥落ヲ來シタルトキハ之カ補充ニ要スル土積中其陥落區間請負土積ノ10分ノ3迄ハ之カ代金ヲ支拂ハス

前項ニヨリ代金ノ支拂若クハ要求ヲ爲ス場合請負金額内譯書ノ單價ニヨルヲ甲乙何レカニ於テ不適當ト認ムルトキハ甲乙協定ノ單價ニヨル、此場合ニ於テ沈降土積數ヲ測定スルニハ總テ土取場ニ於ケル切取立1米ヲ以テ築堤立1米ニ計算スルモノトス

第14條 工事完成ノ上ハ乙ヨリ甲ニ届出テ甲ニ於テ検査ヲ遂ケ完全ト認メタルトキハ之カ受渡ヲ爲スヘシ

第11條及第12條ニヨル設計変更又ハ中止ノ爲メ竣功期限変更ノ場合ニ於テ當初契約シタル期間到來シタルトキハ設計変更及之ニ關聯シタル部分又ハ中止シタル部分ヲ除キタル既済部分ニ對シ乙ノ請求ニヨリ受渡ヲ爲スコトヲ得

第15條 工事受渡前ニ生シタル損害ハ乙ノ負擔トス、但甲ノ責ニ歸スヘキ事由アルトキ又ハ天災地変其他不可抗力ニ起因スル既済部分ノ損害ハ此限リニ在ラス

第16條 設計変更ノ爲メ當初請負金額ノ3分ノ1以上減少シタルトキ又ハ工事中止期間カ繼續シテ當初工事期間ノ4分ノ1以上ニ及フトキハ乙ハ契約解除ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第11條ノ規定ヲ準用ス

第17條 請負金額ハ工事全部受渡完了後15日以内ニ支拂フモノトス、但完成受渡前ト雖乙ヨリ既成部分ニ對シ支拂ヲ請求スルトキハ1ヶ月1回ヲ限リ甲ハ検査ノ上其既済部分ニ對スル代金ノ10分ノ9以内ヲ支拂フモノトス

前項但書ノ場合ニ於テハ請負金額内譯書ニ明記スル單價ニヨリ其代價ヲ算出ス、但建築工事ニアリテハ歩通りニヨリ算出スルコトヲ得

第10條及第14條第2項ニヨリ受渡ヲ爲シタル部分ニ對スル代價ハ其ノ都度之カ全額ヲ支拂フヘシ
既済部分ニ對スル代金ハ支拂フト雖受渡前ノ損害ニツキテハ第15條ノ規定ニヨル

第18條 天災地変其他正當ノ理由ニヨリ契約期限内ニ工事ノ竣功ヲ見ルコト能ハサルトキハ甲乙ノ請求ニヨリ期限ノ変更ヲ爲スコトヲ得、但竣功期限変更ニ關スル部分ヲ除キタル既済部分ノ受渡ニツキテハ第14條第3項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ理由ナクシテ期限内ニ竣功セサルトキハ乙ハ検査日數ヲ除キ延滞日數1日ニツキ當初請負金額ノ1000分ノ1ヲ遲滞料トシテ甲ニ支拂フモノトス

第19條 甲ハ都合ニヨリ工事ノ一部又ハ全部ニツキ本契約ヲ解除スルコトヲ得

此場合ニ於テ甲ハ工事ノ既成部分ニ對シ甲乙ノ確認スル出來高ニヨリ代金ヲ支拂ヒ契約解除ニ起因スル乙ノ損害ニツキテハ甲乙協定ニヨリ補償スルモノトス

第20條 下記事項ノ一ニ當ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除シ且當初請負金額ノ10分ノ1ヲ違約金トシテ取得スヘシ
但第10條及第14條第2項ニヨリ受渡ヲ爲シタル部分並ニ第19條ニヨル契約解除部分ニ對スル金額ハ之ヲ除ク

1. 正當ノ理由ナクシテ乙カ契約ノ解除ヲ請求シタルトキ

2. 工事ノ監督又ハ検査ニ際シ乙若クハ其代理人, 使用人等ニ於テ監督員ノ指示ニ従ハス又ハ其職務執行ヲ妨ケ若クハ詐欺其他不正ノ確證アルトキ
3. 勞務者又ハ物資供給者ニ對スル支拂怠慢ノ爲メ著シク一般ニ迷惑ヲ及ホシタルトキ
4. 甲ニ於テ竣功期限内ニ竣功ノ見込ナシト認定シタルトキ
5. 乙ノ居住不明ナルトキ又ハ工事ヲ放棄シ若クハ正當ノ事由ナクシテ工事ヲ休止シタルトキ
6. 第 2 條ノ規定ニ違反シタルトキ

第 21 條 下記事項ノ一ニ當ルトキハ甲ハ違約金ヲ取得セスシテ本契約ヲ解除スヘシ

1. 正當ノ理由ヲ以テ乙カ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ
2. 乙カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
3. 乙カ無能力者トナリタルトキ

第 22 條 第 20 條, 第 21 條ノ場合ニ於テ工事ノ既済部分アルトキハ甲ハ第 17 條第 1 項ニヨリ支拂ヲ爲シタル殘額ヲ, 其他ノ既成部分アルトキハ甲乙ノ確認スル出來高ニヨリ第 11 條ノ規定ヲ準用シ相當ノ金額ヲ支拂フモノトス

第 23 條 乙死亡シタルトキハ甲ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得

但乙ノ繼承人ヨリ本契約ノ履行ヲ申出ツルトキハ甲カ不適當ト認ムル場合ノ外之ヲ承認ス

第 1 項ノ場合ニ於テハ第 22 條ノ規定ヲ準用ス

第 24 條 図面, 示方書ニ違ヒタル厩アルトキ甲ノ指定スル期間内ニ乙之カ補修ヲ怠ルトキハ甲ハ乙ノ費用ヲ以テ第三者ニ補修セシムルコトヲ得

但前項ノ規定ハ代金支拂濟ノ既済部分ニツキテモ之ヲ準用ス

第 25 條 甲ノ負擔スヘキ補償費其他ハ乙ノ請求スル都度之カ支拂ヲ爲スヘシ

乙ノ義務ニ屬スル違約金運滞料其他ハ甲ノ指定スル期日迄ニ納入スヘキモノトシ若シ之ヲ怠ルトキハ甲ニ於テ支拂フヘキ金額中ヨリ差引キ尙不足スル場合ハ之ヲ追徴ス

第 26 條 本工事ノ瑕疵ニツキテハ引渡後 1 ケ年間乙之カ擔保ノ責ニ任スルモノトス

第 27 條 本工事ニ要スル支給品又ハ貸與品ハ乙ニ於テ善良ナル注意ヲ以テ保管使用シ其毀損滅失シタルモノアルトキハ代品又ハ甲ノ指定スル代金ヲ以テ辨償スヘキモノトス, 但甲ノ責ニ歸スヘキ事由並ニ不可抗力ニ起因スルモノハ此限りニ在ラス

第 28 條 工事完成ノ上ハ工事用假設物, 剩餘材料等ハ速カニ撤去スヘシ

若シ甲ノ指定スル期日迄ニ撤去セザルトキハ甲ハ乙ノ費用ヲ以テ第三者ニ之ヲ撤去セシムルコトヲ得

第 29 條 本工事ニ關シ當事者間ニ於テ協定シ得サル事項ニツキテハ土木工事ニアリテハ社團法人土木學會, 建築工事ニアリテハ社團法人建築學會ノ判定ニ從フヘキモノトス

仲裁ニ要スル費用ハ當事者當分ニ負擔スルモノトス

印 紙	契 約 書
一……………工事 此請負代金……………円也 但別紙請負金額内譯書ノ通り	右工事施行ニ付註文者(本件ニツキ總テ甲ト稱ス)ト請負者(本件ニツキ總テ乙ト稱ス)トハ左ノ各項ニ同意ス
第一項 乙ハ昭和 年 月 日迄ニ着手シ昭和 年 月 日迄ニ完成スヘキコト	第二項 當事者ハ本契約書添付ノ図面(……葉) 示方書(……冊)及工事請負規程ニ據ルヘキコト
本契約締結ノ證トシテ本書二通ヲ作製シ當事者署名捺印ノ上各一通ヲ保管ス	昭和 年 月 日
請負者	註文者
Ⓜ Ⓜ	

請負工事標準契約書調査委員會經過に就きて

委員 近 藤 鐵 太 郎

昭和 11 年 6 月 19 日 井上會長、平山總務部長列席池田委員長外 15 名の委員其他出席、井上會長より請負工事標準契約書調査委員會設置の主旨の説明あり、次で土木學會独自の調査に依り工事契約書の統一を図り官廳、民間の双方に役立つ様な標準契約書を作製することに申合せ、不取敢各委員分擔にて材料の蒐集をなすことに致しました。

第 2 回委員會開催迄に集め得た契約書案は各省、商工省産業合理局販賣管理委員會調製、東京府、東京市、朝鮮總督府、鐵道局、建築學會外 4 會協定、亞米利加土木學會外 7 團體聯合協議に依る土木工事標準…の各契約書案等であります。

昭和 11 年 7 月 3 日 第 2 回委員會を開催して詳細の打合せをなし、次の 4 項を決定致しました。

1. 契約書と契約規程とを別個となすこと
2. 監督技師を認めること

3. 天変地異に依る賠償を認むること
4. 指名入札に依る標準契約書となすこと

討議の便宜上原案を作製することとし近藤委員が之に當ることとなりました。

原案作製に當り第 2 回委員會の打合せに基き第 1 項の契約書と規程とを別箇となすことに就きては

1. 請負金高
2. 着手竣功年月日
3. 図面、示方書、請負契約規程を遵守すべきこと
4. 監督技師何某を従事せしむ

以上の 4 項を連記し之に當事者及監督技師の連署捺印したものを契約書とし、其他の詳細に互る事項は別個として「請負契約規程」に編むことに致しました。

第 2 項の監督技師を契約書中に認める事は從來其位置が確然して居なかつたのでありますが、工事の施行は技術の遂行であります。従つて施工上重大なる責任を有する監督技師が僅に契約者の代務者たるのみで何等の権能をもつて居ないことは本末を誤つたものと考へられます。

亞米利加土木學會外 7 團體聯合協議による土木工事標準契約書案第 38 條の「技師の位置」として

- 、技師は工事の一般監督及指揮をなすべく、而して技師は契約の適切なる施行を確實ならしむる爲、必要なる場合には何時にても工事を中止する権能を有す。又技師は契約に相違せる總ての工事材料を拒否し必要ありと認むる場合には工事の或部分に對し労働者の使役を命令し労働者の増減を要求し又は工事施行上に起る疑義の決裁を爲すべき権能を有す。

同第 39 條「技師の決裁」として

技師は註文者又は請負者の總ての要求並に工事施行及進行又は契約文書の解釋に關する總ての事項に對し申出後適當なる期間内に文書を以て決裁をなさざる可からず。

斯る技師の決裁に對しては總て異議を申立つることを得ず。但期限及財政上に關係ある問題にして協議成立せず爲に調停に附する場合は此の限りにあらず。

と規定されて居ます。第 38 條の末項である「工事施行上に起る疑義の決裁」は勿論第 39 條の技師の決裁すべき義務は工事施行上の監督者たる技師の當然なる地位の確保であると思ひます。

我邦技術に關する局、所の一部は技術者を以て契約擔任者として居りますが、技術に無關係の人が契約擔當者である所も決して尠く無いのでありますから、監督技師の地位を確乎とさせて置くことが最も肝要だと思はれます。

第 3 項の天変地異に依る賠償であります、之も現行規定中には認められて居る所もありますから、此の決裁も穩當のものと思はれます。

此の外第 1 回委員會で打合せました「官廳、民間の双方に役立つもの……」と言ふ事を廣義に解しまして「請負業者にも向くもの」とすることが至當の様に存じまして、公正なる立場から權利と義務とを判然させるのも原案作製上の一要素と考へらるるのであります。

以上の各項と現行諸案とを參考と致しまして作製したのが第 1 回の原案であります。

原案中には「當事者双方の申出は監督技師を経てなすものとす」とか、監督員の指示がよくなかつた場合の處置（之は相當に議論がありました）とか、新單價の設定等の場合に於て從來「甲に於て……」となつて居りましたものを「甲乙協定に依る……」等に致しましたものや、甲乙並に監督技師間に於て解決出来なかつた場合に之を仲裁人に任

す事等が現行と異なる所であります。

昭和 11 年 10 月 9 日 第 4 回委員会（委員に異動あり）を開催致しまして原案の討議に入りました處、監督技師なる人格と施行主との関係が恰も施行主と工務所との関係の様にも考へられ現行法規や規定と可成りの隔りがあり直ちに實用し得る見込なきものと思はれるので技師の地位を確保し得べき理想案は追つて研究することゝの意見が出ましたが、慎重討議の結果差し當り現状に則した案を得るため原案を改正することに決したのであります。

改正案は契約書案中より監督技師に関する項を削除し請負契約規程中の監督技師を「甲」に置換へました、従つて原案第 4 條の當事者双方よりの申出は監督技師を経て之を爲すものとす」の如き特殊の條項は之を削除致しました。

昭和 12 年 2 月 8 日 第 6 回委員会より引続き改正原案を逐條審議しまして昭和 13 年 5 月 21 日第 11 回委員会で改正案を議了し、更に第 2 讀會に移りまして昭和 12 年 9 月 27 日第 14 回委員会に於て第 2 讀會を了へたのであります。

尙第 15, 16 回の委員会を開きまして之が再検討をなし更に關係委員一般に最後の意見を求めました處幸ひ 3, 4 の委員より提案がありましたから、昭和 13 年 6 月 2 日第 17 回委員会で之が討議を重ねまして修正整理を了へ本委員会を一先づ打切ることと申合せ、「契約書案」及「請負契約規程」は整理次第理事會に提出することに致しました。

時恰も日支事変中でありまして皇軍は各地に赫々たる武勳を樹てゝ居るのであります、此の光輝ある戦果をして永遠に全からしむるには色々の方策が講ぜらるゝ事と思ひますが、其の大部分は技術に立脚すべきものと確信して居るのであります、今や従來の慣例に曳きづられ勝な技術者が下獄の浮目から脱して總ての決裁權を獲得し技術報國に一路猛進すべき秋だと考へて居ります、此の意味に於て第 1 原案を再審議すべき日の一日も速かならん事を祈るのであります。

請負工事標準契約書調査委員会委員

委員長 池田 嘉六

委員 阿曾 沼均 伊藤 實 稻葉 通彦 上村 爲人

河西 定雄 菅野 忠五郎 近藤 鐵太郎 杉本 好太郎

錢高 作太郎 富永 正義 堀尾 豊熊 三浦 宇三郎

宮長 平作 森田 三郎

訂正表

任意の数の集中荷重を擔ふ可撓性索体に就て
(第 24 卷 7 號所載)

頁	行	誤	正
729	下 8 行	$\mu = \frac{P}{W} = 1.36656$	$\mu = \frac{P}{W} = 1.36729$

會員転居転勤の場合の注意

會員の御転居又は御転勤の場合は即時明細に御通知下され度し。

會費納付につき注意

會 費	會員種格	會費年額	第 1 期分 (1月~6月)	第 2 期分 (7月~12月)
	會 員	金 12 円	金 6 円	金 6 円
	准 員	金 9 円	金 4.50 円	金 4.50 円
	学生員	金 6 円	金 3 円	金 3 円

新入會者は月割計算とす。

納 期 第 1 期分：3 月 第 2 期分：9 月

納付方法 集金郵便を差向けます（旅行等にて御不在の場合も拂込に支障なき様御配慮下さい）。

振替郵便御利用の場合は振替口座東京 16828 番へ願ひます。

朝鮮滿洲の一部等振替貯金を取扱はざる地に居住せらるゝ會員は納期の翌月末迄爲替その他の方法に依り御送金相成度し。

會費一時納付の御豫定の場合は豫め御通知下され度し。

未納の場合 集金郵便に對し故なく支拂を拒絶し又はその他の方法により御送金なき場合は會費滞納者として遺憾ながら定款第 2 章第 14 條第 1 項に依り會誌の配布を停止せられます。

會誌未着の場合の注意

會誌は毎月 1 日に發行し漏なく配布致しますから、未着の場合には一応本會に御照會下さい。

發行後數ヶ月経過しての照會は時に残部皆無となり配布不可能の場合があります。

既刊會誌殘部内譯

(* は残部有るものを示す)

巻	號	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	金額(1部)
5		*	*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00
6		—	—	—	—	—	*	—	—	—	—	—	—	1.00
7		—	*	*	*	—	—	—	—	—	—	—	—	1.50
8		*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.00
9		*	*	*	—	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
10		—	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
11		—	*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.00
12		—	*	*	—	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
13		—	*	*	—	—	*	—	—	—	—	—	—	2.00
14		*	*	*	*	*	*	—	—	—	—	—	—	2.00
15		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
16		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
17		*	*	*	*	*	*	*	*	—	*	*	—	1.00
18		—	—	—	*	*	*	*	*	*	*	*	—	1.00
19		*	*	*	—	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
20		—	*	*	*	—	—	—	—	—	—	*	*	1.00
21		—	—	—	*	*	—	*	—	*	—	*	*	1.00
22		—	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.00
23		—	*	*	*	—	—	*	*	*	*	*	—	1.00
24		—	*	*	—	—	—	*	—	—	—	—	—	1.00

第 20 卷第 12 號 (創立 20 周年記念號).....	1.50
第 21 卷第 7 號 (會誌索引付).....	1.30
震害調査報告書 (1, 2, 3).....	18.00
応用力学聯合大會講演集	1.00
鉄筋コンクリート標準示方書	1.00
同上解説	1.00
土木工學論文抄録	3.50
土木工學會誌索引 (第 1 卷第 1 號~第 20 卷第 12 號).....	0.50
土木工學用語集.....	2.50 (送料別)

上記残部會誌御希望の場合は所要金額を逓替口座東京 16828 番に拂込用紙通信欄にその旨記入請求せられたし。

廣 告 料

普通廣告	1 回 1 頁	35 円	1 回半頁	20 円
指定廣告	{裏表紙 3 面對 向及廣向初頁 裏表紙 3 面 色アート	1 回 1 頁	40 円	
		1 回 1 頁	70 円	
		1 回 1 頁	60 円	

- 指定廣告は凡て 1 年継続申込のものに限り取扱ふものとす
- 會員自身の廣告に對しては總て上記料金の 1 割引とす
- 同一廣告の連続掲載申込に對しては 1 年 4 回以上 1 割引とす
- 廣告に寫眞版又は木版等を挿入する場合は之に要する實費を別に申受くるものとす

昭和13年8月25日印刷 昭和13年9月1日發行 (定價金1円)

東京市牛込區南町33番地

編輯兼發行者 中 村 孫 一

東京市神田區美土代町16番地

印 刷 者 島 連 太 郎

東京市神田區美土代町16番地

印 刷 所 三 秀 舍

東京市麴町區丸ノ内3丁目6番地

發 行 所 社 團 土 木 学 會
法 人

電 話 丸ノ内(23) 3945番, 振替口座東京16828番

DOBOKU-GAKKAI-SI

(JOURNAL OF THE CIVIL ENGINEERING SOCIETY)

VOL. XXIV, NO. 9, SEPTEMBER 1938.

CONTENTS

	Page
Proceedings of the Society	87
Address	
Flood Control of the Yellow River. <i>By Kenzō Tatuma, President.</i>	935
On the Ōsaka Inner Harbour. <i>By Syūzō Miwa, C. E., Member.</i>	939
Papers	
Computations of the Impediment Modulus of the Filtration (No. 2). <i>By Tomihisa Iwasaki, Dr. Eng., Member.</i>	947
Further Report on a New Method of Earthquake Resistant-Constructions. <i>By Hukuhei Takabeya, Dr. Eng., Member.</i>	977
Discussions	981
Notes on Matters of Interest	983
Abstracts of Selected Articles	1027
Current Notes	1065
Engineering Literatures	1071
Patent News	1075
New Publications	1077

OFFICE

No. 6, 3-TYŌME, MARUNOUTI, KŌZIMATI-KU, TŌKYŌ, JAPAN.

昭和十三年九月十日第三種郵便物認可
昭和十三年八月二十五日印刷納本
昭和十三年九月一日發行

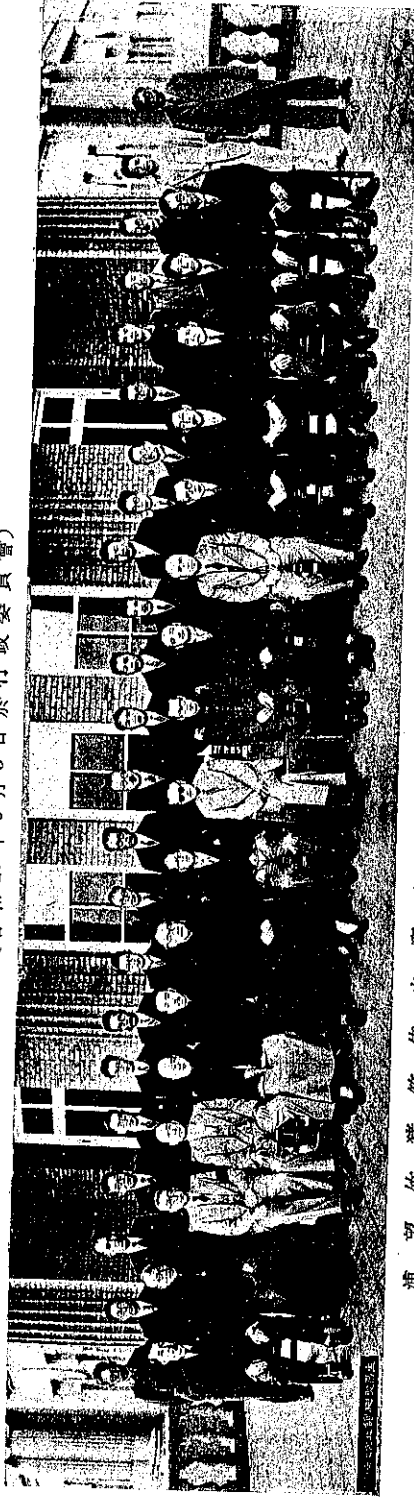
(毎月一回一日發行)

土木學會誌

第二十四卷
第九號

建設總署要員幹部

(昭和13年6月8日於行政委員會)



- | | |
|-------|-------|
| 張仲直 | 平尾勝 |
| 邵東湖 | 本莊秀一 |
| 半田傳 | 由良民之助 |
| 篠田重行 | 田寺元治 |
| 新堂宏 | 江守保平 |
| 澁谷和夫 | 李宣威 |
| 高橋惠 | 殷阿 |
| 畑中次雄 | 溝淵源澄 |
| 秋草勤 | 玉克敏 |
| 渡邊正雄 | 三浦七郎 |
| 柳井三郎 | 祝書元 |
| 立神弘洋 | 楊延溥 |
| 佐野俊雄 | 熊嗣深 |
| 小山猛三 | 程式峻 |
| 小澤久太郎 | 林是鎮 |
| 鹽原三郎 | 衛燕平 |
| 山田五平 | 山崎桂一 |
| 佐藤寛政 | |
| 笠原昌春 | |
| 猪瀬繁雄 | |
| 竹内修 | |
| 望月一輔 | |
| 浦上松森 | |

北支に於ける土木事業の現況

會員 高橋嘉一郎

1. **はしがき** 所謂蘆溝橋事件に端を發した日支事変も、我勇猛果敢なる皇軍の奮闘により、ききに南京を陥れ序で徐州を屠り、今や漢口の攻略目途に迫り、蔣政權の没落して一地方政權に陥する日も遠からじと見做さるゝに至つた。昨年12月王克敏を首席とする中國臨時政府が北京に成立し、着々その基礎を固めつゝあつたが、本年に入り北支に於ける土木事業遂行のため、建設總署の設置を見、之が要員として多數の我が技術官を招聘さるゝに至つた。蓋し經濟開發の先驅をなし基礎をなすものが、土木事業である事は申すまでもない。而してその土木事業を遂行するためには、我が邦の資本と技術とを絶対に必要とする北支の現状である以上、建設總署の創設が、我が土木技術官の進出に俟つこと多きは自然の數である。

2. **建設總署の成立** 之がため本年4月内務省下關土木出張所長三浦七郎氏が選ばれて北支に赴き、諸般の打合をなして歸朝されたのであつた。かくて内務省に於ては早急に人選を了し、5月上旬には總員46名東京に集合し、内務省主催の壯行會を開催する事が出来たのである。

建設總署の機構は署長、技監、副署長の下に總務、公路、水利、都市の4局に分れ、各局には局長と參事がある。署長及4局長は支人を以て充て、技監並びに參事は日人を以て充てる。各局にそれぞれの科があつて、その科長は日、支適當に割當てられてある。

總署の事業を行ふために、北京、濟南、太原の3公路工程局及天津、濟南の2水利工程局が置かれ局長、參事以下の機構等は總て本署に準ずる。

以上の總要員は約240名であつて、日、支大体に於て半々といふ事になつて居る。そのうち第1次の日人要員として三浦技監以下65名(内日本内地より46名滿洲より15名朝鮮より4名)が選ばれたのである。若い技監の下に最優秀にして元氣潑潑たる青年技術官を得た事は、北支建設のため最も喜ぶべき事であつて、軍に於て満足されたのも道理である。

3. **總署施行の土木事業** Mr. Todd に俟つ迄もなく、事変以來北支に於ける總ての土木事業は停止されたのみならず、將派の兵、又は匪賊が河川、運河等の堤防を到る處破壊せるため、北支は水災の危險に曝されたのである。従つて建設總署は之等に對し応急防禦工事を施す事となつた。また北京、天津、濟南、太原等の大都會附近に於ける國道等の改良も亦急務であつたのでそれ等も施工しなければならぬ。依つて本年度(12月迄)に於て1千萬圓の豫算を以て之等緊急工事を施行する事になり着々進捗中である。然し田舎地方に於ては治安の維持未だ完全ではないので敗殘兵又は土匪等が居つて施工なかなか困難を極めて居り、場所に依つては軍隊の援助無くしては到底工事に取掛かれぬ状態である。

道路工事：上記4公路工程局を通じて、年度内に約500萬圓の工事を目論見て居る。そのうち既に竣功したものや工事中のものを加へて約250萬圓に達する。

その主なるものは北京から通州、天津を経て塘沽に至るもの121kmを最大とし、幅員9~10.5m, asphalt-concrete 鋪裝又は碎石 macadam 鋪裝等種々の試みをやつて居る。その他北京より保定を経て太原に至る一部、また北京より濟南に至る一部等を施工して居る。

河川工事：天津を中心とする治水応急對策工事は、天津水利工程局に於て施行して居る。既に約120萬圓の工事をやつて居る。ききにあつた華北水利委員會の仕事や、今尚存して居る海河工程局の仕事などは追々此の工程局に合併さるべき性質のものである。

濟南を中心とする黄河堤防補強工事は山東河務工賑委員會で工事を進めて居る。之は敵軍が敗退に際し黄河の堤防を諸所損傷し、雨期洪水により破堤せしめ皇軍を水災の危に導かんとした。然しそれは沿岸民衆を塗炭の苦に陥らしむるもの故山東公署は此の委員會を設け、行政委員會より十數萬圓の補助を得て施工中のものであるが、之もやがて濟南水利工程局に合併さるゝものである。

又かの暴戾なる蔣軍は6月上旬隴海線の鄆州と開封との中間に位する黄河の南岸を破壊したので、濁流は一帯に氾濫して百萬の無辜の自國民を萬死に陥れ數十萬町歩の沃野を大海と化せしめ、世界の刺彈する所となつたのであるが、之等窮民を救ひ開封を中心として工賑並に復興を行ふため河南省黄河水災工賑委員會が設けられた。そのうち水防工事は濟南工程局の擔當で今頃は盛に工事中と思はれる。此の委員會の費用は差當り20萬圓であるが追て増額される事であらう。

太沽バー渡工：之は軍務總部に設けられた委員會であつて、塘沽渡渡事務所で施工して居る。海河の河口長さ約7000mに互り幅70mを水深3.5mに渡せんとするものにて此の總土量約100萬m³ 工費100萬圓の豫定で11月迄に竣功させたいと努力して居る。從來精々2.7m位まできりなく且始終淺くなり勝で、時には1m前後の事さへあつた。竣功後の效果思ふ可しである。

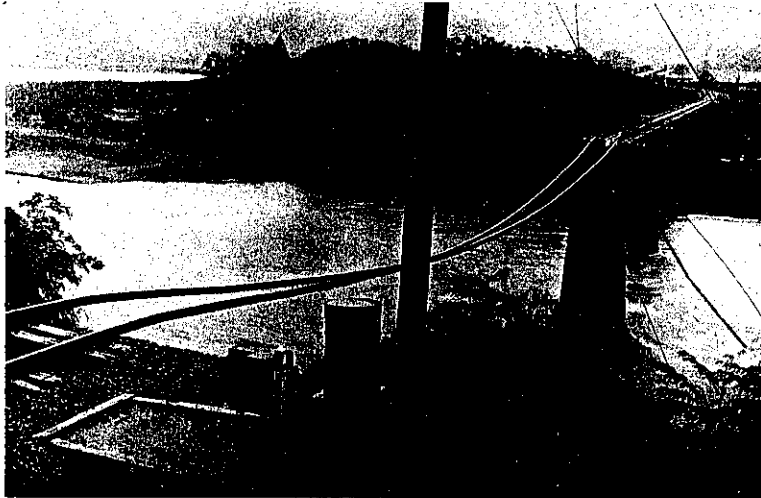
4. **むすび** 北支に於ける土木事業は單に建設總署の工事のみではない。鐵道の如きは第一線の跡を引うけて之が補強、運営等に滿缺、鐵道省等の數多くの技術官が身命を賭して祖國のために奮闘して居る。それ等の人々に對しては深く感謝の誠を致したい。

本文には筆者の僚友より成る建設總署を主として紹介したのである。筆を擱くに當つて若き僚友諸君が敢然身を挺して硝煙未だ治らざる異域に建設の大業に従事せらるゝに對し滿腔の敬意と謝意とを表し、併せて益々自重自愛、一層和衷協同、成果をおきめられん事を禱つて已まない次第である。

關東地方國有鐵道水害狀況

(彙報欄參照)

東海道本線川崎・鶴見間線路浸水狀況 (20 km 300 m 附近)



水郡線西金・上小川間第 3 久慈川橋梁橋脚倒潰狀況

(徑間 18.29 m 2 連, 第 1 號橋脚共流失せり。)

(昭. 13. 7. 1 撮影)

常磐線赤塚・綠岡間第 1 澤渡拱橋築堤崩壞狀況

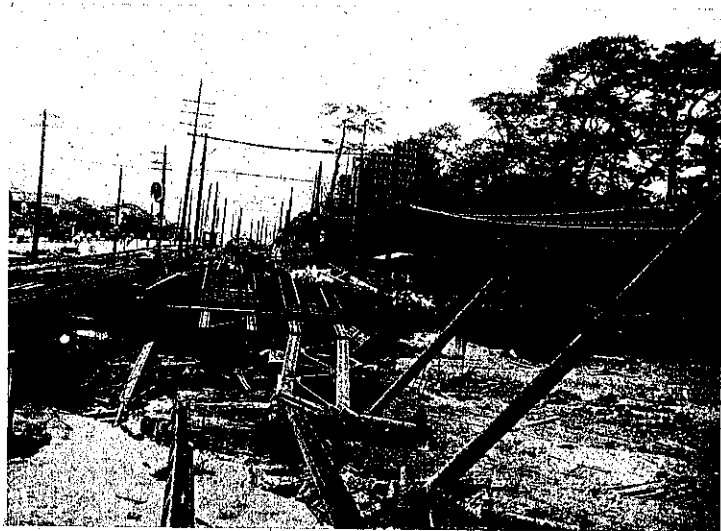
(111 km 061 m 附近)

(昭. 13. 7. 1 撮影)



關西地方國有鐵道水害狀況

(彙報欄參照)



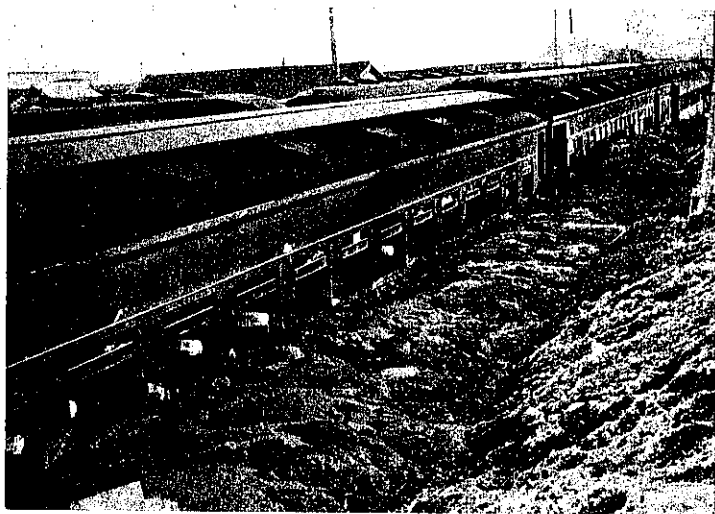
山陽本線舞子・明石間山田川橋梁橋臺橋脚倒壞沈下狀況

(橋桁徑間 9.14 m 4 連落下せり。)

(昭. 13. 7. 7 撮影)

東海道本線住吉驛構内に於て土砂に埋没したる列車

(昭. 13. 7. 7 撮影)



東海道本線住吉驛構内跨線水道橋上に流れ込みたる大花崗岩塊の一つ。

(尙附近に無數點在せり。)

(昭. 13. 7. 8 撮影)

